

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、清掃員として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、社員用風呂内を清掃中にホースにつまづいて転倒し、負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、C病院に受診し「右膝蓋骨骨折」と診断され、療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）となった。

請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 関節の機能障害は、「関節可動域表示ならびに測定法」に準拠した「関節可動域の測定要領」（以下「測定要領」という。）に基づき測定した可動域の制限の程度に応じて評価するものであり、測定は角度計を使用して行うものとされている。

(2) 請求人及び再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。請求人と請求代理人を併せ、以下「請求人ら」という。）は、請求人は本件災害により右膝蓋骨を骨折した結果、右膝の屈曲が困難であり、右膝関節に障害を残すものとして、少なくとも障害等級第12級7号に該当する旨主張し、また、その前提として、D医師及びE医師による膝関節の可動域の測定が、角度計を用いることなく行われた不適正なものである旨主張する。

(3) 平成○年○月○日付け障害補償給付請求書裏面の診断書に記されたD医師による膝関節の可動域測定結果は、右：屈曲110度、伸展0度、左：屈曲140度、伸展0度であり、右膝関節の可動域は、健側である左膝関節と比較して4分の3以下にわずかに（5度）及ばない状況であるが、当該測定に同席した請求人の子Fは、平成○年○月○日付け陳述書において、D医師は測定時角度計を使用していなかった旨述べている。

当該測定に係るFの申述は具体的であり、信憑性を欠くとすべき事情も認められないことから、当審査会としても、請求人らが主張するように、D医師による測定は角度計を使用していなかった可能性が高く、測定要領に基づいてい

ないものと判断せざるを得ない。

加えて、平成〇年〇月〇日付け陳述書における請求人の申述及び同年〇月〇日付け陳述書におけるFの申述を総合すると、E医師による膝関節可動域の測定は、請求人の膝の痛みを考慮しないもので、やはり角度計を使用していなかった可能性が高いことと併せ、これも測定要領に基づいていないものと判断せざるを得ない。

- (4) 当審査会としては、D医師及びE医師の測定結果をもって機能障害の該当・非該当を認定するのは適当ではなく、請求人の右膝関節の可動域角度を改めて測定要領に基づき適正に測定する必要があると判断し、G医師にこれまでの経緯を説明の上、適正な測定を依頼したところ、以下の診断書が提出された。

「 診 断 書

審査請求人：〇〇〇〇 殿

病名：右膝々蓋骨々折

		伸展（他動）	屈曲（他動）
膝関節	右	0	1 2 0
	左	0	1 4 0

上記のとおり診断します。

平成〇年〇月〇日

H病院 医師 G 印」

これを踏まえると、請求人の右膝関節の可動域角度は、左膝関節の可動域角度と比較して4分の3以下に制限されているとは認められないことから、障害等級表上の障害等級には該当しない。

したがって、当審査会としても、本件災害による負傷の治癒後請求人に残存する障害の障害等級は、右膝部の神経症状障害等級第14級の9であると判断する。

- (5) 請求代理人は、請求人は本件災害を契機にうつ状態となり、就労が困難となっているから、少なくとも障害等級第9級7号の2に該当する旨主張するが、請求人の精神障害については、障害補償給付支給請求書上これに関する記載はなく、そもそも業務上の事由によるものと認められるか否かも不明であり、また、障害補償給付の前提となる治癒についての医学的根拠にも欠けることから、

本件請求において判断の対象とはならない。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第14級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。